	第六項	
	相手国等の権限ある当局	外国の租税に関する権限のある機関
	同項に規定する免除規定に定める	外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第二項第二号に定める金額の還付を受けるための
	を同項	を前項

2　租税条約等実施特例省令第九条の十の規定は、法第十八条第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第九条の十第一項中「租税条約の規定に基づき軽減又は免除」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十八条第一項又は第二項の規定の適用」と、「第三条の四第一項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第七条第一項において準用する第三条の四第一項」と、「若しくはその」とあるのは「、その事業が管理されている場所の所在地若しくはその」と、同条第三項中「第三条の四第三項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第七条第一項において準用する第三条の四第三項」と読み替えるものとする。

（資産の譲渡により生ずる所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出）

第八条　租税条約等実施特例省令第九条第一項、第二項及び第五項の規定は、法第十九条第一項の規定の適用がある資産の譲渡により生ずる所得について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第九条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	
相手国居住者等は	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等は
租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十九条第一項の規定の適用
当該租税条約の効力発生の日	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日
第一項第一号	
氏名、国籍	氏名
管理され、かつ、支配されている	管理されている
第一項第二号	
国内源泉所得に係る租税条約の相手国等	支払を受ける者に係る外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国
当該相手国等	当該外国
第一項第三号	
租税条約の規定に基づき当該	当該
所得税の免除	外国居住者等所得相互免除法第十九条第一項の規定の適用

（報酬に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出）

第九条　租税条約等実施特例省令第四条第一項、第三項から第五項まで、第八項及び第十五項の規定は、法第二十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある同項に規定する報酬又は同条第三項の規定の適用がある所得税法第百六十一条第一項第十二号イに掲げる報酬について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	
相手国居住者等	外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下同じ。）
その者が恒久的施設若しくは固定的施設を有しないこと若しくはその者が有する恒久的施設若しくは固定的施設に帰せられないこと又は一定の金額を超えないことを要件とする租税条約	外国居住者等所得相互免除法第二十条第三項
当該租税条約の効力発生の日	適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。）
効力発生の日と	適用開始日と
第一項第一号	
氏名、国籍	氏名
管理され、かつ、支配されている	管理されている
第一項第二号	
対価又は報酬に係る租税条約の相手国等	支払を受ける者に係る外国等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）
当該相手国等	当該外国
第一項第三号	
租税条約の規定により所得税の免除	外国居住者等所得相互免除法第二十条第三項の規定の適用
相手国居住者等である個人	外国居住者等である非居住者
国内での滞在が年間又は継続する十二月の期間中百八十三日又はそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約	外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項（第二号に係る部分に限る。以下同じ。）
ほか、当該	ほか、当該報酬に係る
当該租税条約の効力発生の日	適用開始日
効力発生の日）	適用開始日）